



- 1 いじめ問題の発見。
 - ・保護者から
 - ・本人からの訴え
 - ・まわりの生徒からの報告，連絡
 - ・教師の発見，気づき
 - ・
- 2 すぐに対応する。（担任及び学年担当教員）
 - 事実関係を把握し，報告する。
 - ・生活指導主事→教務→教頭→校長
 - 共通理解し，対応について協議する。
 - ・いじめ対策委員会で検討する
 - ・校長の指示，指導
- 3 必要に応じて関係機関との連携を図る。
 - ・町教育委員会
 - ・警察 等
- 4 被害生徒，加害生徒への指導をする。状況により，学級，学年，全体での指導を進める。
- 5 保護者への対応をする。（担任，生活指導主事，教務，教頭，校長）
 - 被害生徒の保護者へ
 - ・実状とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し，理解と協力を依頼する。
 - 加害生徒の保護者へ
 - ・事情を説明し，今後の対応について理解や協力を依頼する。
- 6 状況によっては，PTA等にも説明し，協力を依頼する。
- 7 指導を継続する。随時，指導の経過を報告する。
 - ・解決が長引く場合があるので，継続観察指導をする。
- 8 事態が改善されない場合には，再度対応策を検討し，対応する。
- 9 各種の状況をもとに対策委員会で検討し，校長が判断する。